証券コード　4720
2021年６月14日

株　主　各　位

神奈川県川崎市川崎区駅前本町22番地２
株　式　会　社　**城南進学研究社**
代表取締役社長ＣＥＯ　下　村　勝　己

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本年は可能な限り株主総会へのご来場をお控えいただき、書面により議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき2021年６月28日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月29日（火曜日）午前10時
２．場　　所　神奈川県川崎市川崎区駅前本町22番地２
当社　本部ビル　５階ホール
３．目的事項
報告事項
１．第39期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第39期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　会計監査人選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.johnan.co.jp/）に掲載させていただきます。
当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.johnan.co.jp）に掲載しておりますので、本総会の提供書面には記載しておりません。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動の抑制が継続しており、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当業界におきましても、１回目の緊急事態宣言による学校の休業措置に伴う対面授業の停止により大きな影響を受け、その後、夏期及び冬期講習期間が一部短縮となるなど、通年にわたって厳しい状況が続きました。一方、リモート学習への対応や政府によるGIGAスクール構想の前倒しにより、公教育でのオンライン学習が本格的に始まるなど、当業界を取り巻く環境は著しく変化しております。

そのような状況の中、当社グループは、未来を生き抜くためのたくましい知性としなやかな感性を育む教育を提供する総合教育ソリューション企業として、乳幼児から社会人までを対象としたさまざまな教育サービスの提供の実現を加速してまいりました。

このような事業環境の変化に対応し、昨年度に実施した予備校事業の再編等により固定費の大幅削減も実現してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の通年にわたる影響や、７月に発生した当社ホームページへの不正アクセスによる生徒募集への影響等により、当連結会計年度は売上高、営業利益、経常利益とも業績予想を下回る結果となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は5,709百万円（前年同期比15.4％減）、営業損失は637百万円（前年同期の営業損失は679百万円）、経常損失は585百万円（前年同期の経常損失は658百万円）、のれん及び固定資産の減損損失299百万円を計上したことなどにより親会社株主に帰属する当期純損失は1,056百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益299百万円）となりました。

ａ．教育事業

教育事業におきましては、AIを使った自立学習とプロ講師による指導、徹底したICT学習管理を行う「城南予備校 DUO」、個別指導の「城南コベッツ」における生徒募集は、上期の緊急事態宣言解除後には一時的に回復傾向がみられたものの、当初の落ち込みを回復するまでには至りませんでした。

映像授業部門は前期新規開校を含めた全校舎合計で生徒数・売上高とも前年を上回っておりますが、コロナ禍での受講率の伸び悩みから受講単価が予算を下回る状況で推移しました。

児童教育部門におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の動きが体験会など入学促進活動に大きな影響を与えており、顧客のニーズはあるものの在籍者数は予算を下回ることとなりました。一方、保育園の運営につきましては、城南ルミナ保育園と子会社である株式会社城南ナーサリー及び株式会社フェアリィーがコロナ禍においても継続的に安定した売上高を確保しております。

教育ソリューション事業では当社のオンライン学習教材「デキタス」の学校、自治体、学習塾及びスイミングクラブ等への導入が順調に進んでおります。また経済産業省が実施する「EdTech導入補助金」を活用した自治体・学校教育機関での「デキタス」の導入実証事業が実施され、第４四半期に71百万円の売上高を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の外部顧客への売上高は5,473百万円（前年同期比14.3%減）となりました。

ｂ．スポーツ事業

子会社である株式会社久ケ原スポーツクラブでは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発出により、一定期間営業休止となりました。また、当第４四半期にスイミングクラブ施設の抗菌対策を含む大規模修繕を実施したことにより、２か月程度の休止期間もあったものの、リニューアル後には順調に会員数を伸ばしております。この結果、当連結会計年度の外部顧客への売上高は236百万円（前年同期比33.8%減）となりました。

セグメント・部門別の状況は以下のとおりです。

事業部門別売上高明細表

セグメント・部門	第38期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）	第39期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）
	百万円	百万円
予備校部門（現役高校生）	703	―
予備校部門（高校卒業生）	248	―
個別指導部門（直営）	1,726	1,463
個別指導部門（FC）	307	297
映像授業部門	1,373	1,482
デジタル教材・児童教育部門	1,629	1,878
その他	399	350
教育事業計	6,388	5,473
スポーツ部門	357	236
スポーツ事業計	357	236
合計	6,746	5,709

（注）１．予備校部門におきましては、校舎の統合・再編により、第１四半期連結累計期間から売上は発生しておりません。

２．映像授業部門におきましては、新規校舎開校により、売上が増加しております。また、デジタル教材・児童教育部門におきましては、当社のオンライン学習教材「デキタス」が多くの学校、自治体、学習塾及びスイミングクラブ等で導入が進み、売上が増加しております。

３．新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、施設・教場について一部営業休止していたことや新規の生徒受入も制限していたこと、更にスポーツ部門におきましては、スイミングクラブ施設の抗菌対策を含む大規模修繕を実施する上で一定期間営業休止したこともあり、売上が減少しております。

(2) 重要な設備投資等の状況

当該事業年度中における設備投資の総額はリースを含めて147百万円で、その主なものは次のとおりであります。

（教育事業）	
教場等の移転、増設	32百万円
ネットワーク設備	14百万円
WEB学習システム改修	25百万円
（スポーツ事業）	
設備改修	39百万円

これらの投資については、自己資金によって賄いました。

(3) 重要な資金調達の状況

当社において、当連結会計年度中、今後の設備投資などの所要資金のため長期借入で総額８億円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、総合教育ソリューション企業として、たくましい知性、しなやかな感性を育む能力開発のLeading Companyとなるべく、以下の取り組みを進めております。

１.「学びの個別最適化」を追求
２.「教育ソリューション事業」の戦略的展開
３. 付加価値の高い「幼少教育事業」の確立
４.「収益構造改革」の断行
５.「クレド経営」に基づいた人財育成

「学びの個別最適化」の追求と「収益構造改革」の断行の一環として、「城南予備校DUO」を事業の柱として成長させるべく、収益力及びブランド力の強化・生徒獲得に引き続き注力してまいります。

付加価値の高い「幼少教育事業」の確立としては、M＆Aや業務提携を行ってまいりました。今後、当社グループのさまざまな乳幼児教育サービスを広く展開いくとともに、子会社である株式会社フェアリィー及び株式会社城南ナーサリーにおいて着実に保育園の拡大を行ってまいります。

また、「教育ソリューション事業」の戦略的展開として、学校への教材や授業提供に加え、GIGAスクール構想を推進するICT教育の手段として、オンライン学習教材「デキタス」を多くの学校・学習塾法人などへの導入を進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	単　位	第　36　期 (2017年度)	第　37　期 (2018年度)	第　38　期 (2019年度)	第　39　期 (当連結会計年度) (2020年度)
売　　上　　高	百万円	7,024	6,941	6,746	5,709
経常利益又は経常損失(△)	百万円	352	△359	△658	△585
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	百万円	141	△540	299	△1,056
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失(△)	円	17.58	△67.06	37.16	△131.16
総　　資　　産	百万円	6,791	6,501	6,564	5,883
純　　資　　産	百万円	4,463	3,836	3,941	2,835

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)久ケ原スポーツクラブ	10,000千円	100%	スイミングクラブ及び スポーツジム等の運営
(株)リンゴ・エル・エル・シー	10,000千円	100%	留学試験対策専門校の運営等
(株)城南ナーサリー	50,000千円	100%	保育園の運営
(株)アイベック	10,000千円	73%	企業向け英語研修及び英会話 教室の運営
(株)フェアリィー	1,000千円	100%	保育園の運営
(株)リトルランド	10,000千円	100%	乳幼児・児童対象の各種教室 運営及び関連書籍の出版
トレスター(株)	7,000千円	100%	児童英語教室の運営

③ 重要な企業結合等の状況

当社は2020年５月15日をもってトレスター株式会社の発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社グループは、教育事業を主たる事業内容としております。

(8) 主要な営業所（2021年３月31日現在）

会社名	拠点・事業所	所在地
㈱城南進学研究社	本社	神奈川県川崎市
	城南予備校ＤＵＯ各校 横浜校　他13校	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県
	城南コベッツ各教室 直営教室　51教室	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県
	城南コベッツ各教室 ＦＣ教室　198教室	関東、東北・北海道、中部、近畿、中国地方、九州
	城南医志塾　横浜校	神奈川県
	城南ＡＯ推薦塾各校 横浜本部校　他１校	東京都、神奈川県
	くぼたのうけん各教室 自由が丘教室　他７教室	東京都、神奈川県、千葉県
	ズー・フォニックス・アカデミー 直営教室　７教室	東京都、埼玉県
	ズー・フォニックス・アカデミー ＦＣ教室　８教室	東京都、千葉県、埼玉県、愛知県、京都府、鳥取県
	放課後ホームステイE-CAMP 南浦和校	埼玉県
	城南ルミナ保育園　立川	東京都
	りんご塾　自由が丘校　他３校	東京都
	河合塾マナビス各校舎 新浦安校　他20校	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、新潟県
㈱久ケ原スポーツクラブ	本社	東京都大田区
	久ケ原スイミングクラブ	東京都
㈱リンゴ・エル・エル・シー	本社	東京都新宿区
	LINGO L.L.C.	東京都

会社名	拠点・事業所	所在地
㈱城南ナーサリー	本社	神奈川県川崎市
	保育園　星のおうち新松戸 他７園	東京都、神奈川県、千葉県
㈱アイベック	本社	東京都文京区
	営業所	大阪府
㈱フェアリィー	本社	埼玉県越谷市
	ふぇありぃ保育園 南越谷園 他13園	埼玉県
㈱リトルランド	本社	神奈川県川崎市
	水道橋教室　他40教室	東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、マレーシア
トレスター㈱	本社	神奈川県川崎市
	幸教室　他４教室	神奈川県

(9) 使用人の状況（2021年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

区　　分	使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
教育事業	375名	＋6名
スポーツ事業	14名	±0名
合　　計	389名	＋6名

（注）使用人数は就業員数であります。

②　当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
217（1,479）名	△24（△523）名	39.2歳	11.5年

（注）１．使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時雇用者（講師、契約社員、アルバイト）数は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．前期に予備校事業の統合など事業再編を進めた影響で使用人数が減少しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
みずほ銀行川崎支店	382,800 千円
りそな銀行川崎支店	193,332
横浜銀行川崎支店	200,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式に関する事項（2021年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　33,000,000株

(2) 発行済株式の総数　8,333,133株（自己株式 604,707株を除く）

(3) 株主数　10,760名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社シモムラ	2,690千株	32.3%
下村勝己	1,157	13.9
株式会社進学会ホールディングス金庫口	383	4.6
下村友里	379	4.5
山崎杏里	379	4.5
深堀和子	320	3.8
株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）	280	3.4
小川由晃	220	2.6
株式会社みずほ銀行	192	2.3
深堀雄一郎	120	1.4
深堀泰弘	120	1.4

（注）当社は、株式給付信託（BBT）を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が当社株式280,000株を取得しております。株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）に残存する当社株式280,000株については、自己株式に含まれておりません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1)　取締役（2021年３月31日現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況又は職業
下　村　勝　己	代表取締役社長ＣＥＯ	有限会社シモムラ代表取締役 独逸機械貿易株式会社取締役
千　島　克　哉	取締役専務執行役員ＣＯＯ	株式会社イオマガジン取締役 株式会社アイベック取締役
杉　山　幸　広	取締役常務執行役員ＣＦＯ	株式会社イオマガジン取締役 株式会社アイベック取締役
深　堀　和　子	取　締　役	学校法人深堀学園理事長兼学校長 独逸機械貿易株式会社取締役
柴　田　里　美	取締役(常勤監査等委員)	株式会社久ケ原スポーツクラブ監査役 株式会社リンゴ・エル・エル・シー監査役 株式会社城南ナーサリー監査役 株式会社フェアリィー監査役 株式会社リトルランド監査役
西　村　泰　夫	取締役（監査等委員）	弁　護　士 西村・町田法律事務所パートナー
阿　曾　友　淳	取締役（監査等委員）	公　認　会　計　士 株式会社Amazia　社外監査役 tripla株式会社　社外監査役 ESネクスト監査法人代表パートナー

（注）１．取締役（監査等委員）西村泰夫、取締役（監査等委員）阿曾友淳の両氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）西村泰夫氏は、弁護士として企業法務に精通しております。
取締役（監査等委員）阿曾友淳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
３．取締役（監査等委員）阿曾友淳氏は、独立役員として株式会社東京証券取引所へ届け出ております。
４．当該事業年度末日後の取締役の担当及び兼務の変更
該当事項はありません。
５．当社では、内部監査部門からの報告受領、各種重要会議への出席、監査等委員ではない取締役及び使用人へのヒアリングを継続的・実効的に行うため、常勤の監査等委員を置いております。

(2)　当期役員の異動

該当事項はありません。

(3)　責任限定契約の内容の概要

社外役員と締結している個別の責任限定契約はありませんが、当社定款において、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨の定めをしております。

(4)　会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

①　被保険者の範囲

保険契約者及び会社法上の子会社の取締役、執行役、執行役員、管理・監督の立場にある従業員、社外派遣役員、退任役員。

②　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

(5)　当事業年度に係る取締役の報酬等の額

①　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬としての株式報酬により構成し、業務執行取締役でない者及び取締役監督機能を担う監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT)」により株式を交付することとしております。この業績連動型株式報酬制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等（中長期的な企業の成長等を目指す観点から、連結の営業利益を指標とする）を勘案して定まる数のポイントを付与することとしております。なお、取締役に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株といたします。また、株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数としております。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、取締役

会において検討を行います。代表取締役社長は取締役会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第33回定時株主総会において年額168百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は４名です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第33回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く監査等委員）の員数は１名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長ＣＥＯ下村勝己がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた基本報酬の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

なお、株式報酬は、取締役会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議することといたします。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	89 (−)	89 (−)	− (−)	4 (−)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	12 (5)	12 (5)	− (−)	3 (2)

（注）株式給付信託（BBT）に基づく当連結会計年度中における株式給付引当金の繰入額はございません。

(6) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員） 西村泰夫

ア．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

同氏が所属する西村・町田法律事務所と当社の間では契約文書の草案作成業務等の取引関係があります。

イ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動内容

取締役会は15回開催中14回に出席、監査等委員会は13回開催中12回に出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。

オ．当社の子会社から当連結会計年度において役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

② 取締役（監査等委員） 阿曾友淳

ア．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動内容

取締役会は15回開催中15回に出席、監査等委員会は13回開催中13回に出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。

オ．当社の子会社から当連結会計年度において役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

５．会計監査人の状況

(1)　会計監査人の名称　　EY新日本有限責任監査法人

(2)　報酬等の額

	支　払　額
公認会計士法（1948年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額	25,950千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	25,950千円

（注）１．監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法（1948年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3)　責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4)　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制

①　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

・監査等委員会の職務を補助する組織（使用人）を「内部監査室」とする。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は当面不要なので置かないこととする。

②　前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

・「内部監査室」の人事異動については監査等委員会の事前同意を必要とする。

・「内部監査室」に属する使用人が参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、同委員会において指示の遂行状況等を確認する。

③　当社及び子会社の取締役、使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

・取締役からは常勤監査等委員へ報告する体制を整え、使用人等に対しては「コンプライアンスホットライン」を設置し、当社及び子会社の使用人等に対して周知する。

④　前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・監査等委員会へ報告を行った者が不利な取扱を受けないことを「コンプライアンスホットライン規程」に明文化する。

⑤　監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員会の職務の執行に関して必要な費用又は債務については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担し、前払いに応じる。

⑥　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員と業務執行取締役との定期的又は随時の意見交換、監査等委員による重要な会議への出席、「内部監査室」との随時の情報交換、定期的に開催される「コンプライアンス・リスク管理委員会」におけるリスク懸念事項に関して報告を受け、対応について協議する。

⑦　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・法令等遵守に関する基本方針を定め、取締役及び従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるための「行動規範」を制定して当社グループ内に周知徹底する。

・弁護士・公認会計士等、専門的知識を有する社外取締役を含む「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、法令等の遵守に関する事項を付議する。その審議結果は取締役会に適宜報告する。

・「内部監査室」は、法令等遵守の状況を監査し、法令違反の疑義のある行為等については「コンプライアンス・リスク管理委員会」に速やかに報告する。

・当社グループの事業活動又は取締役及び従業員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに通報・相談するシステムとして「コンプライアンスホットライン」を整備する。

・適時適正な財務報告のため、「財務報告に係る内部統制の基本規程」に基づき、財務報告に関する内部統制を評価・是正する体制を構築する。

・「組織規程」、「業務分掌規程」をはじめとした社内規程を整備することにより、業務分掌・職務権限・決裁権限等を明確にする。

⑧　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・文書の保存期間その他の管理体制について「文書管理規程」を整備し、安全かつ検索性の高い状態で保存・管理する。

・監査等委員会又は監査等委員会が指名する監査等委員が求めたときは、代表取締役はいつでも当該文書を閲覧又は謄写に供する。

⑨　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理に関する基本方針を定め、弁護士・公認会計士等、専門的知識を有する社外取締役を含む「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。

・「コンプライアンス・リスク管理委員会」は、代表取締役等によるリスクの識別・分析・評価・対応に重大な漏れ・誤りがないか、及び仮にリスクが顕在化した際には損失を最小限に抑える体制が整っているかを監視し、問題があれば取締役会に適宜報告する。

・「内部監査室」は、リスク管理の状況を監査する。

・リスクが顕在化した際には、各部門において情報収集及び迅速な報告を行い、重要性・緊急性の高い事案においては、臨時に取締役会又は経営会議を開催し、早期の事態収拾を行う。また、法的対応については弁護士たる社外取締役と、業績に及ぼす影響については公認会計士たる社外取締役並びに会計監査人と、それぞれ遅滞なく連絡を取り合い、適時適確に対処する。事後においては「コンプライアンス・リスク管理委員会」で事例の分析と再発防止策の検討を行い、日常のリスク管理にフィードバックする。また、当社及び子会社の連携により、当社グループ全体のリスク管理を行う。

⑩　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・月１回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、また、随時に経営会議を開催して、対処すべき経営課題や重要事項の決定について十分に審議・検討を行い、意思決定の迅速化を図る。

⑪　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

・グループ会社における業務の適正を確保するため、法令等遵守に関する基本方針を定め、当社グループ内のグループ会社すべてに適用する。

・「子会社管理規程」を設け、当社子会社に対し営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告又は承認を求めることとし、必要に応じモニタリングを行う。

・取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、グループ会社において、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告する。

・子会社の取締役及び使用人は、当社による経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、「内部監査室」又は「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告する。「内部監査室」又は「コンプライアンス・リスク管理委員会」は報告を受けた場合、直ちに監査等委員会に報告する。

⑫　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、万一疑わしき事態が発生した場合は、所管警察署や顧問弁護士と相談し、組織的に毅然とした姿勢で対応する。

７．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

・当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の「内部監査室」がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

・当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は「コンプライアンスホットライン規程」により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

・各部門及びグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

・「内部監査室」が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

８．会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

９．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。そのために、安定的な経営基盤の確保と株主資本利益率の向上に努め、今後の事業展開と経営体質の強化に備えて内部留保を図るとともに、業績とのバランスを勘案しつつ、配当を実施していくことを基本方針としております。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	[2,015,582]	**【流動負債】**	[1,460,214]
現金及び預金	1,342,826	買掛金	30,181
売掛金	129,113	短期借入金	172,213
有価証券	1,405	リース債務	28,337
商品	69,579	未払法人税等	27,648
貯蔵品	17,068	前受金	705,505
前払費用	258,927	賞与引当金	50,049
その他	204,551	校舎再編成損失引当金	18,274
貸倒引当金	△7,890	その他	428,004
【固定資産】	[3,868,039]	**【固定負債】**	[1,587,793]
(有形固定資産)	[2,294,256]	リース債務	48,405
建物及び構築物	634,205	繰延税金負債	206,894
工具、器具及び備品	34,506	退職給付に係る負債	404,258
土地	1,564,579	資産除去債務	228,446
リース資産	56,283	長期借入金	699,039
その他	4,681	その他	750
(無形固定資産)	[594,983]	**負債合計**	3,048,008
のれん	482,798	**純資産の部**	
ソフトウエア	98,182	**【株主資本】**	[3,216,539]
その他	14,002	**(資本金)**	[655,734]
(投資その他の資産)	[978,799]	**(資本剰余金)**	[687,095]
投資有価証券	271,244	**(利益剰余金)**	[2,219,622]
関係会社株式	33,930	**(自己株式)**	[△345,912]
敷金及び保証金	573,665	**【その他の包括利益累計額】**	[△380,926]
その他	132,042	**(その他有価証券評価差額金)**	[△35,491]
貸倒引当金	△32,082	**(土地再評価差額金)**	[△345,435]
		純資産合計	2,835,612
資産合計	5,883,621	**負債純資産合計**	5,883,621

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**5,709,663**
売上原価	**4,659,688**
売上総利益	**1,049,974**
販売費及び一般管理費	**1,687,343**
営業損失（△）	**△637,368**
営業外収益	**62,717**
受取利息	613
受取配当金	9,478
補助金収入	39,342
受取賃貸料	5,434
その他	7,848
営業外費用	**10,486**
支払利息	3,060
投資有価証券評価損	45
和解金	3,423
教室等閉鎖関連費用	2,741
その他	1,215
経常損失（△）	**△585,137**
特別利益	**21,520**
補助金収入	10,000
投資有価証券売却益	388
受取保険金	11,131
特別損失	**445,790**
固定資産除却損	3,089
固定資産圧縮損	10,000
減損損失	299,581
貸倒引当金繰入額	28,215
関係会社株式評価損	35,600
情報セキュリティ対策費	69,303
税金等調整前当期純損失（△）	**△1,009,407**
法人税、住民税及び事業税	**39,677**
法人税等調整額	**7,126**
当期純損失（△）	**△1,056,212**
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	**△1,056,212**

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年４月１日残高	655,734	687,095	3,359,166	△345,912	4,356,083
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△83,331		△83,331
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△1,056,212		△1,056,212
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△1,139,543	－	△1,139,543
2021年３月31日残高	655,734	687,095	2,219,622	△345,912	3,216,539

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2020年４月１日残高	△69,476	△345,435	△414,911	3,941,171
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△83,331
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)				△1,056,212
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	33,984	－	33,984	33,984
連結会計年度中の変動額合計	33,984	－	33,984	△1,105,558
2021年３月31日残高	△35,491	△345,435	△380,926	2,835,612

貸　借　対　照　表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	[1,592,895]	**【流動負債】**	[1,213,109]
現金及び預金	1,013,242	買掛金	6,040
売掛金	79,700	リース債務	27,527
有価証券	1,405	未払金	173,379
商品	54,446	未払費用	86,485
貯蔵品	15,612	未払法人税等	10,774
前払費用	233,042	短期借入金	159,208
未収入金	71,803	前受金	675,627
一年内回収予定の関係会社長期貸付金	44,237	預り金	17,083
その他	86,857	校舎再編成損失引当金	18,274
貸倒引当金	△7,454	賞与引当金	22,246
【固定資産】	[3,656,790]	その他	16,461
(有形固定資産)	[957,947]	**【固定負債】**	[1,225,236]
建物	389,339	リース債務	25,364
構築物	2,501	繰延税金負債	7,426
車両運搬具	2,567	長期借入金	616,924
工具、器具及び備品	28,789	退職給付引当金	384,095
土地	498,961	資産除去債務	191,425
リース資産	35,788	**負債合計**	2,438,346
(無形固定資産)	[110,218]	**純資産の部**	
ソフトウエア	97,403	**【株主資本】**	[3,194,401]
商標権	6,681	**(資本金)**	[655,734]
電話加入権	6,134	**(資本剰余金)**	[688,856]
(投資その他の資産)	[2,588,624]	資本準備金	340,000
投資有価証券	267,408	その他資本剰余金	348,856
関係会社株式	1,637,293	**(利益剰余金)**	[2,195,723]
関係会社長期貸付金	116,862	利益準備金	147,000
従業員に対する長期貸付金	2,396	その他利益剰余金	2,048,723
長期前払費用	19,207	別途積立金	3,340,000
敷金及び保証金	517,040	繰越利益剰余金	△1,291,276
保険積立金	48,528	**(自己株式)**	[△345,912]
その他	10,750	**【評価・換算差額等】**	[△383,061]
貸倒引当金	△30,862	**(その他有価証券評価差額金)**	[△37,625]
		(土地再評価差額金)	[△345,435]
		純資産合計	2,811,339
資産合計	5,249,686	**負債純資産合計**	5,249,686

損　益　計　算　書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**4,176,817**
売上原価	**3,433,868**
売上総利益	**742,949**
販売費及び一般管理費	**1,286,610**
営業損失（△）	**△543,660**
営業外収益	**55,264**
受取利息	2,142
受取配当金	39,451
受取手数料	362
受取賃貸料	9,274
その他	4,033
営業外費用	**4,483**
支払利息	1,620
投資有価証券評価損	45
その他	2,817
経常損失（△）	**△492,879**
特別利益	**11,520**
投資有価証券売却益	388
受取保険金	11,131
特別損失	**476,855**
固定資産除却損	52
減損損失	251,583
貸倒引当金繰入額	28,215
関係会社株式評価損	127,700
情報セキュリティ対策費	69,303
税引前当期純損失（△）	**△958,215**
法人税、住民税及び事業税	**12,325**
法人税等調整額	**△1,623**
当期純損失（△）	**△968,916**

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
2020年４月１日残高	655,734	652,395	36,461	688,856	147,000	3,340,000	△239,028	3,247,971	△345,912	4,246,649
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△83,331	△83,331		△83,331
当期純利益又は当期純損失(△)							△968,916	△968,916		△968,916
準備金から剰余金への振替		△312,395	312,395	－						－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	△312,395	312,395	－	－	－	△1,052,248	△1,052,248	－	△1,052,248
2021年３月31日残高	655,734	340,000	348,856	688,856	147,000	3,340,000	△1,291,276	2,195,723	△345,912	3,194,401

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年４月１日残高	△69,954	△345,435	△415,390	3,831,259
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△83,331
当期純利益又は当期純損失(△)				△968,916
準備金から剰余金への振替				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	32,328	－	32,328	32,328
事業年度中の変動額合計	32,328	－	32,328	△1,019,919
2021年３月31日残高	△37,625	△345,435	△383,061	2,811,339

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月25日

株式会社城南進学研究社
取　締　役　会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　海　野　隆　善　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　野　寺　勝　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社城南進学研究社の２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社城南進学研究社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月25日

株式会社城南進学研究社
　取　締　役　会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　海　野　隆　善　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　小　野　寺　勝　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社城南進学研究社の２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの第３９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月26日

株式会社城南進学研究社　監査等委員会

取締役（常勤監査等委員）柴　田　里　美　㊞

社外取締役（監査等委員）西　村　泰　夫　㊞

社外取締役（監査等委員）阿　曾　友　淳　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案し、適正な成果の配分を基本としております。

第39期期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき　５円
総額　41,665,665円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年６月30日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	下村勝己 しもむら　かつみ (1950年10月26日生)	1977年９月　独逸機械貿易株式会社設立 取締役（現任） 1982年９月　当社取締役 1985年２月　当社代表取締役社長 2002年10月　有限会社シモムラ設立 代表取締役（現任） 2016年３月　当社代表取締役社長ＣＥＯ（現任）	1,157,000株
2	千島克哉 ちしま　かつや (1971年12月６日生)	2000年11月　当社入社 2010年１月　当社第一事業本部長 2011年２月　当社事業本部長 2011年６月　当社取締役事業本部長 2012年７月　株式会社イオマガジン取締役（現任） 2015年11月　株式会社久ケ原スポーツクラブ代表取締役社長 2015年12月　株式会社リンゴ・エル・エル・シー取締役 2016年３月　当社取締役執行役員ＣＢＯ 2017年５月　株式会社城南ナーサリー取締役 2018年８月　株式会社アイベック取締役（現任） 2018年９月　株式会社フェアリィー取締役 2019年６月　当社取締役専務執行役員ＣＯＯ（現任）	20,000株
3	杉山幸広 すぎやま　ゆきひろ (1961年２月13日生)	1991年11月　当社入社 2006年２月　当社総務部長 2007年３月　当社管理部長 2008年５月　当社IT教育事業部長 2011年２月　当社管理本部長兼経営戦略室長 2011年６月　当社取締役管理本部長兼経営戦略室長 2012年２月　株式会社イオマガジン取締役（現任） 2015年11月　株式会社久ケ原スポーツクラブ取締役 2015年12月　株式会社リンゴ・エル・エル・シー取締役 2016年３月　当社取締役執行役員ＣＡＯ兼経営戦略室長 2017年５月　株式会社城南ナーサリー取締役 2018年８月　株式会社アイベック取締役（現任） 2018年９月　株式会社フェアリィー取締役 2019年６月　当社取締役常務執行役員ＣＦＯ（現任）	14,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
4	深堀和子 ふかぼり　かずこ (1949年１月21日生)	1972年４月　各種学校城南予備校入職 1975年４月　各種学校城南予備校副校長 1977年９月　独逸機械貿易株式会社設立 取締役（現任） 1982年９月　当社取締役（現任） 1984年３月　外語ビジネス専門学校（現学校法人深堀学園） 設置者兼学校長 2004年11月　学校法人深堀学園理事長兼学校長（現任）	320,000株

（注）１．取締役候補者下村勝己、深堀和子の両氏が就任しております独逸機械貿易株式会社と当社との間には不動産の賃貸借取引があります。
２．その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	柴田里美 しばた　さとみ (1958年３月16日生)	1984年３月　当社入社 1996年３月　当社教務運営部長 1996年６月　当社取締役教務運営部長 2006年７月　当社取締役大学受験事業本部長 2013年３月　当社常務取締役 2015年11月　株式会社久ケ原スポーツクラブ取締役 2015年12月　株式会社リンゴ・エル・エル・シー取締役 2016年３月　当社常務取締役執行役員ＣＯＯ 2017年５月　株式会社城南ナーサリー取締役 2018年９月　株式会社フェアリィー取締役 2019年６月　株式会社久ケ原スポーツクラブ監査役（現任） 2019年６月　株式会社リンゴ・エル・エル・シー監査役（現任） 2019年６月　株式会社城南ナーサリー監査役（現任） 2019年６月　株式会社フェアリィー監査役（現任） 2019年６月　株式会社リトルランド監査役（現任） 2019年６月　当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	4,800株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
2	西村泰夫 にしむら　やすお (1952年８月29日生)	1985年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会所属） 千石法律事務所勤務 2000年６月　当社監査役 2001年８月　赤坂シティ法律事務所開設 2015年６月　当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2018年８月　西村・町田法律事務所開設（現任）	0株
3	阿曾友淳 あそ　ともあつ (1969年１月22日生)	1991年４月　明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社 2000年10月　監査法人太田昭和センチュリー（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2004年４月　公認会計士登録 2016年５月　株式会社グラフィコ管理部長 2016年９月　株式会社Amazia　社外監査役（現任） 2017年６月　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2018年１月　tripla株式会社　社外監査役(現任) 2021年３月　ESネクスト監査法人　代表パートナー（現任）	0株

（注）１．監査等委員である取締役候補者西村泰夫氏及び阿曾友淳氏は、社外取締役候補者であります。

２．西村泰夫氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、弁護士業務に長年にわたって携わられ、主に企業法務に関する豊富な知識と経験を有していることから、専門的見地を当社の監査に反映していただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
なお、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年であります。

３．西村泰夫氏は西村・町田法律事務所に所属しており、当社と同事務所との間では契約文書の草案作成業務等の取引関係があります。

４．阿曾友淳氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、会計業務に長年にわたって携わられ、公認会計士としての識見と経験を有していることから、直接企業経営に関与した経験を有しないものの、当社の社外取締役としての役割を十分に果たすことができるものと判断し、候補者としております。
なお、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。

５．その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

６．当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第４号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、当社の監査等委員が東光監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、監査実績や監査報酬が当社の事業規模に適していること、また、会計監査人に必要とされる専門性・独立性・効率性、監査体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、以下のとおりであります。

名称	東光監査法人
主たる事業所の所在地	東京都千代田区飯田橋３丁目４番７号彩風館６階
沿革	1991年３月　東光監査法人設立
概要	資本金　10,000千円 構成人員 社員：公認会計士　10名 職員：公認会計士　27名(外部協力者含む) その他　3名 合計　40名 被監査会社数　46社

以　上

〈メ　モ　欄〉

第39回定時株主総会会場のご案内

会　　場　神奈川県川崎市川崎区駅前本町22番地２
　　当社　本部ビル　５階ホール
　　本部電話番号　（０４４）２４６－１９５１（代表）
最寄りの駅　・Ｊ　　Ｒ　川　崎　駅　東口　徒歩15分
　　・京浜急行線　京急川崎駅　西口　徒歩５分

｛会場付近略図｝

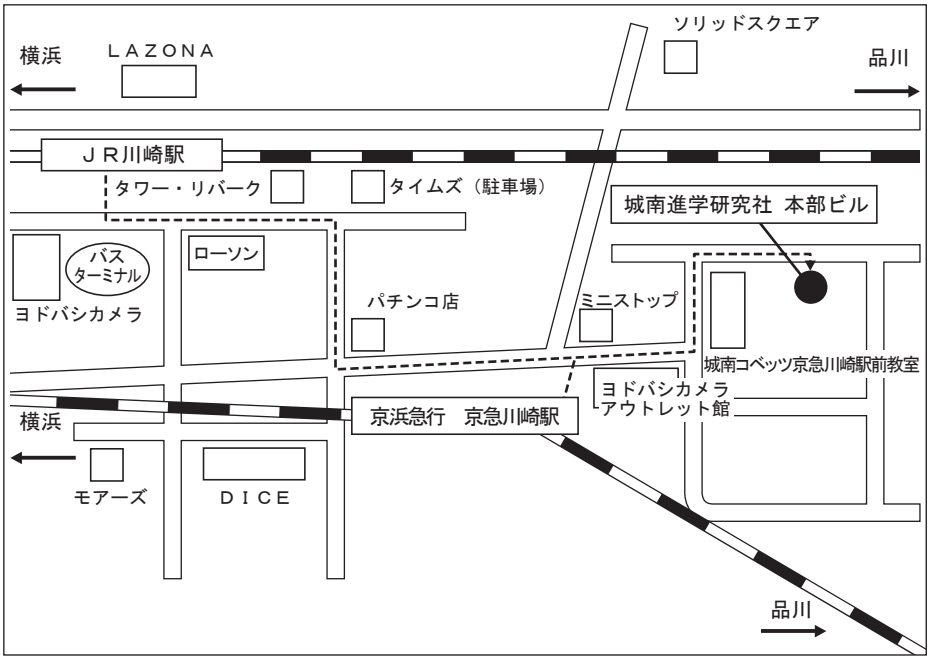

駐車設備が充分ではありませんので公共交通機関をご利用ください。